

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	浜田市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1401255701834/index.htm

執行機関名 浜田市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	浜田市福祉医療費助成条例(平成17年浜田市条例第124号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年浜田市条例第51号)別表第1の1の項 浜田市福祉医療費助成条例(平成17年浜田市条例第124号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号)第1条	浜田市福祉医療費助成条例第1条及び第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、福祉医療対象者に対して医療費を助成することにより福祉医療対象者の健康の維持と生活の安定を図り、もつて福祉医療対象者の福祉の増進に資することを目的とする。 第2条 この条例において「福祉医療対象者」とは、浜田市内に居住地を有する者であつて次の各号のいずれかに該当するもの (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、次のいずれかに該当する者(以下「児童」という。)を養育するもの(別表第1第4項において「配偶者のない者」という。)及び当該児童ア 18歳に満たない者 イ 18歳に達した者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは高等専門学校第3学年までの学年、同法による特別支援学校の高等部又は同法による専修学校の高等課程の第3学年までの学年に在学している者。ただし、20歳に達した者を除く。

⑦独自利用事務の関連規範

浜田市福祉医療費助成条例(平成17年浜田市条例第124号)
浜田市福祉医療費助成条例施行規則(平成17年浜田市規則第73号)